

令和 5 年度 () 第 号

事業名 :

工事名 : 旧名張幼稚園擁壁補修工事

仕 様 書

事業主体 名張市

施行主体 名張市

設 計 概 要 書

施行場所 名張市 丸之内 地内

設計金額 一 金 円

(内工事価格 円)

工期 日間

(令和6年3月15日 迄)

事業量

工事の概要 (摘要)

- ・ 擁壁補修工・・・L=163m
- ・ ベンチフリューム設置工 (BF250)・・・L=222m
- ・ U字溝設置工 (U-180)・・・L=102m
- ・ 集水柵工・・・N=5基
- ・ 張りコンクリート工・・・A=227㎡
- ・ 防草コンクリート工・・・A=227㎡
- ・ 立入防止柵工・・・L=77m
- ・ 構造物撤去工・・・N=1式
- ・ 仮設工・・・N=1式

位置図



特記仕様書

1. 仕様

本工事の施行は、契約図書に基づき、下記に示す図書（以下「共通仕様書」という）の他、この特記仕様によるものとする。

- (1) 名張市契約規則
- (2) 三重県 県土整備部制定「三重県公共工事共通仕様書」

2. 優先順位

この特記仕様書と共通仕様書並びに契約図書の記載内容に差異があった場合の優先順位は下記の通りとする。

1. 特記仕様書
2. 契約図書
3. 共通仕様書

3. 総則

(1) 施工計画

共通仕様書等に示す他下記によるものとする。

1. 工事内容、現場状況を充分把握し、地元及び交通障害等の支障が無いよう施工計画すること。
2. 交通障害が発生する場合は、関係機関と調整を図り許可を受けること。

(2) 工事用地の使用

共通仕様書等に示す他下記によるものとする。

1. 工事用地周辺の既設構造物等に損壊のないよう調査し調整を図ること。
2. 上記について、地権者及び地元区長等関係者と十分調整すること。

(3) その他

1. 工事作業時間は、原則として雨天及び日曜日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。
2. 契約図書に添付の図面は、縮尺が図面表示と異なる場合があることから確認すること。
また、電子データが必要であれば申し出ること。

4. 使用材料

(1) 本工事に使用する材料は、共通仕様書に示す他下記の基準並びに仕様による。

1. 使用材料については、材料確認書の総括表にまとめ、その後に材料図書を添付すること。
2. 追加又は変更分は総括表に赤色にて追加記入か、もしくは別途追加分で提出すること。
3. 生コンクリートの強度（配合）については、仕様書に記載されている水セメント比に注意すること。

(2) 材料確認願（材料検査願）

1. 使用材料については、材料確認書に基づき監督員の確認（検査）を受けること。

(3) その他

5. 施工および施工管理

(1) 本工事の施工に関し、共通仕様書等による他下記によること。

1. 材料及び使用機械の搬入及び搬出等については、交通障害等支障の無いよう交通整理員を適宜配置し、十分注意し施工すること。
但し、この場合の交通誘導員等は共通仮設費に含むものとする。

(2) 本工事で発生する残土及び産業廃棄物（As殻・Co殻等）は、下記により処分すること。

1. 本工事で発生する残土は、名張市所有の残土処分場にて処分すること。
但し、公共事業間での残土流用を行う場合については、これを優先する。
2. 本工事にて発生する残土を比奈知ダム堰堤を通行し公共残土処分場に搬出入する場合は、別に定める「比奈知ダム堰堤等の通行に関する協定書」を順守すること。
なお、内容については名張土木協力会協同組合に「残土を伴う工事届出書」を提出の際、確認すること。

3. コンクリート殻・アスファルト殻・木屑・鉄屑等の処分については、それぞれの処分が可能な再生再資源化施設又は、中間処理施設に搬出し処分すること。
4. アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を側溝等に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。
また、回収泥水は産業廃棄物とし適正に処理するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を監督員に提出すること。
5. 上記以外の場合は監督員と協議するものとする。

(3) 本工事の施工管理に関し、共通仕様書等による他下記によること。

1. 安全管理を徹底し、事故の無いよう管理すること。

(4) 施工機械

1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。
なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。
2. 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書（三重県公共工事共通仕様書1-1-1-4施工計画書(5)指定機械）の中で、(1)機種、(2)メーカー名、(3)形式、(4)台数等を記載するものとする。
また、「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出するものとする。
なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。
但し、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。

(5) 交通誘導の体制は下記によること。

本工事における交通誘導員の配置は次のとおり

A：1名 配置（昼間作業・交代要員無）

地元調整・交通量・関係機関との協議により交通誘導員の配置・員数に変更となる場合がある。

(6) その他

1. 工事施行時間中の安全対策については適切な交通誘導等を行うこと。
また、工事施行時間外の安全対策にも十分に配慮し、昼夜問わず視認性の高い安全施設を設けることとし、作業区域内へ容易に立入りが出来ないように対処すること。
2. 安全施設設置計画においては、監督員との協議を経て地元関係者等への説明を十分に行うこと。
3. 現場周辺道路は、定期的に清掃を実施し清潔に保つこと。

6. 提出書類等

(1) 提出書類については下記の書類を提出すること。

- (各1部) ①「名張市契約規則」及び「名張市工事執行規則」に定めのあるもの
②三重県 県土整備部制定「三重県公共工事共通仕様書」に定めのあるもの
③監督員からの指示によるもの

(各2部) 完成写真（着工前・完成）

(2) その他

1. 提出書類は、A4版チューブファイル等に整理し提出すること。その他監督員の指示によるものとする。

7. その他

1. 特記仕様書・契約図書・共通仕様書に定めのない事項や変更が必要な事項については、監督員の指示によるものとする。
2. 受注者は工事契約後速やかに工事図書の照査及び現地踏査を行い、その結果を監督員に報告すること。
3. 工事着手前に架空線等上空施設調査を必ず実施し、監督員に報告すること。
また、監督員より指示がある場合は、地下埋設物においても調査・確認を行い埋設物確認調書（別表）を添付し、報告すること。
なお、試掘及び本工事において埋設物管理者との立会いを必要とする場合は監督員と協議すること。
4. 地盤改良等を行った場合、施工範囲を薬剤等で示すとともに、監督員の立会いによる確認を行うこと。
5. 本工事において下請負契約を締結する場合は、名張市内に本店等を有する者の中から選定するよう努めること。